

「国債証券に関する業務規程の特例」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
● 受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
● 国債証券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表	3
● 国債証券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	4
● 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	5

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引参加者は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第56条に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び第6項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該取引参加者は、当該顧客に当該約款を交付したものとみなす。</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合、又は当該取引参加者が定めるところにより用いる方法が当該申込書に記載されるべき外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定を申し込む旨の顧客の意思を確認できるものである場合には、当該電磁的方法又は当該取引参加者が定めるところにより用いる方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けすることができる。この場合において、当該取引参加者は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>取引参加者は、第1項に定めるところにより顧客の口座を設定しようとする際に、当該顧客に対し、既に同項の外国証券取引口座に関する約款を交付している場合又は電磁的方法により当該約款に記載すべき事項</u></p>	<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引参加者は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第56条に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該取引参加者は、当該顧客に当該約款を交付したものとみなす。</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けすることができる。この場合において、当該取引参加者は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。</p> <p>5 (略)</p>

を提供している場合（当該顧客に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合に限る。）
で、当該顧客から、改めて当該約款の交付を求める旨の申出がないときは、同項の規定にかかわらず、当該約款を交付することを要しないものとする。

7 （略）

付 則

この改正規定は、平成24年4月9日から施行する。

6 （略）

国債証券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会時)</p> <p>第2条 国債証券の売買立会は、午後1時から1時30分までの間において、銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。ただし、次条に規定する条件付取引の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かれ、午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。</p> <p>(決 済 日)</p> <p>第4条 国債証券の売買は、売買契約締結の日から起算して<u>3日目</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、売買契約締結の日から起算して<u>3日目</u>の日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合は、利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）に決済を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月23日から施行し、同日以後の売買分から適用する。</p>	<p>(売買立会時)</p> <p>第2条 国債証券の売買立会は、午後1時から1時30分まで（<u>半休日においては、午前9時30分から10時まで</u>）の間において、銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。ただし、次条に規定する条件付取引の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かれ、午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。</p> <p>(決 済 日)</p> <p>第4条 国債証券の売買は、売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>の日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合は、利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）に決済を行うものとする。</p>

国債証券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(別表第1) (略)</p> <p>(別表第2) (略)</p> <p>(注) 残存期間は、残存日数(閏日を除外して計算する。以下日数計算について同じ。)を365日で除して算出するものとし、残存日数は、売買契約締結の日から起算して<u>3日目</u>の日の翌日から償還期日までの日数とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月23日から施行する。</p>	<p>(別表第1) (略)</p> <p>(別表第2) (略)</p> <p>(注) 残存期間は、残存日数(閏日を除外して計算する。以下日数計算について同じ。)を365日で除して算出するものとし、残存日数は、売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>の日の翌日から償還期日までの日数とする。</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 上場廃止日の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>第9条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(10)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(10)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">次のa及びbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b 国債証券</p> <p style="padding-left: 2em;">最終償還期日から起算して<u>6日前</u>（休業日を除く。）の日</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月23日から施行する。</p>	<p>5 上場廃止日の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>第9条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(10)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(10)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">次のa及びbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b 国債証券</p> <p style="padding-left: 2em;">最終償還期日から起算して<u>7日前</u>（休業日を除く。）の日</p> <p>(5)～(10) (略)</p>